

○目的別ローン

あらかじめ利用目的が定められているローン。これは「住宅ローン」「自動車ローン」「教育ローン」「事業融資」「奨学金」といった、最初から利用目的が定められていて、モノによっては貸し付けに担保が必要だったり、連帯保証人が必要だったりして、貸付金額が大きいことから審査が厳重で時間もかかり、いろいろと制約が多く自由度が低い貸付です。

○個人小口融資

いわゆる「キャッシング」や「カードローン」のことで、利用目的を問われることなく、限度額内であれば、何度でも気軽に借りられて、原則、小口金額の無担保融資で、審査は目的別ローンよりもずっと早い貸付です。「ちょっと旅行に行くので、ちょっとお金が必要」とか「今月は生活費が少し足りないのよ」といったことでも、理由を問われることなく借りられます。

従来は、この個人向けの小口無担保融資は、消費者金融が担っていたテリトリーで、銀行は見向きもしなかったのです。でも、消費者金融が取り巻く環境が、2010年の貸金業法の改正で貸出金利が大幅に引き下げられて（上限年利29.2%→20.0%）ことや、過払い金返還請求とか、「総量規制」の1/3規制が適用されるようになって、消費者金融業界が元気がなくなったことを契機に、銀行が「個人向けの小口無担保融資」を始めるようになったのです。これが「銀行カードローン」というものです。銀行が直接おこなう限り、銀行法が適用されるので「総量規制」の適用はありません。

また、各銀行が各大手消費者金融をその傘下に入れることで、一般向けの融資審査のノウハウも手に入れられるようになったことが、この小口融資の分野に進出する要因になったともいえます。

銀行の傘下に入った消費者金融がこれまでやってきた「個人向けの小口無担保融資」は、「銀行系カードローン」として、存在し、それは貸金業法の適用をうけるので「総量規制」の適用があります。